

様式第 2 号（第 7 条関係）

誓 約 書

燕市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・重傷病見舞金）の支給にあたり、犯罪被害者等（犯罪被害者のほか遺族を含む。）が燕市犯罪被害者等支援条例施行規則第 6 条（支給の制限）に規定する次の各号に該当しないことを誓約します。

- (1) 犯罪被害者又は第 1 順位遺族が、他の地方公共団体から当該見舞金と同種の支給を受けているとき。
- (2) 当該死亡又は重傷病の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、犯罪被害者又は第 1 順位遺族と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係者を含む。）があったとき。
ただし、市長が支給対象として認め特段の理由がある場合は、この限りでない。
- (3) 犯罪被害者又は第 1 順位遺族が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪行為による死亡又は重傷病につき、犯罪被害者又は第 1 順位遺族にも、その責めに帰すべき行為があったとき。
- (4) 犯罪被害者又は第 1 順位遺族が、燕市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 2 号）第 2 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号に定める暴力団、暴力団員及び暴力団と社会的に非難されるべき関係を有するものであったとき。
- (5) 前 4 号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、支援金を支給することが社会通念上適切でない認められるとき。

また、偽りその他不正の手段により見舞金の支給を受けたことが判明したときは見舞金の返還を求められることがあり、その際、受給決定者には返還義務があることを理解しました。

年 月 日

燕市長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
犯罪被害者との続柄（ ）
電 話